

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

令和3年11月10日



専務理事 清水邦夫

日本集成材工業協同組合の概要

○設 立

1963年(昭和38年) 集成材JAS制度の創設等を目的として、会員19社で「日本集成材工業会」を設立

1971年(昭和46年) 上記工業会を発展的解散、「日本集成材工業協同組合」(略称:日集協)に改組・発足(会員69社)

○目 的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

○事 業

- 1 集成材製品の品質の向上
- 2 集成材製品の需要拡大のための普及・啓発
- 3 経営・技術に関する情報活動
- 4 調査研究及び技術開発

○会員数(R3. 11. 1現在) 正会員71社、賛助会員5社 (全国組織)

○理事長 佐々木 幸久 (山佐木材(株)、鹿児島県)

○主な取り組み

- 1 集成材の生産量及び輸入量の調査・情報共有、市況動向に関する情報交換
- 2 ホームページを通じた組合員の生產品目の紹介
- 3 構造用集成材(国産、輸入品)の強度性能のチェック・関係機関への通知
- 4 日本農林規格(JAS)に関する要望の取りまとめ、申し入れ
- 5 組合員の行なう集成材PR活動への支援、イベントへの出展
- 6 合法木材供給事業者に係る団体認定制度の運用
- 7 木質ハイブリッド集成材(耐火集成材)の開発・普及、大断面構造用集成材の規格化、神社・仏閣等への集成材の利用促進
- 8 中大規模建築物の担い手(加工・施工)の育成講習の実施
- 9 中大規模木造建築に必要な集成材製造・加工能力の公表
- 10 国の支援策等に関する情報の伝達

造作用



造作用集成材

(キッチンカウンター、階段等)

化粧ばり造作用集成材

(鴨居、敷居、長押等)

構造用

柱（正角）



梁（平角）



構造用集成材



化粧ばり構造用集成柱

J A S 認証工場

造作用のみ取得	26社
構造用のみ取得	26社
造作用、構造用とも取得	16社
取得せず（集成材の生産なし）	3社
	<hr/>
	計 71社

年次	日集協組合員 生産量（千 m^3 ）										
	造作用生産量 (A)			構造用生産量 (B)					(A)+(B)	その他 集成材 (C)	合計 (A)+(B)+(C)
	化粧ばり なし	化粧ばり あり	合計	化粧ばり柱	小断面	中断面	大断面	合計			
2011	23.7	14.4	38.1	4.4	575.8	549.0	13.5	1,142.7	1,180.8	37.6	1,218.5
2012	27.5	17.7	45.2	6.6	596.9	551.6	13.9	1,168.9	1,214.2	44.6	1,258.7
2013	31.3	17.7	49.0	3.8	682.4	626.5	16.9	1,329.4	1,378.5	43.2	1,421.7
2014	32.0	17.3	49.4	3.7	649.0	592.7	21.5	1,267.0	1,316.4	42.2	1,358.6
2015	31.2	10.4	41.7	2.1	614.8	566.4	17.7	1,201.1	1,242.7	36.4	1,279.1
2016	30.1	9.4	39.4	1.7	682.0	581.1	18.1	1,283.0	1,322.4	38.1	1,360.6
2017	34.1	12.4	46.4	1.5	783.7	676.5	16.2	1,477.9	1,524.4	37.0	1,561.4
2018	32.6	12.4	44.9	1.3	763.2	663.0	14.9	1,442.4	1,487.3	34.8	1,522.1
2019	29.5	12.3	41.8	1.6	813.8	664.6	14.4	1,494.3	1,536.1	33.8	1,569.9
2020	25.1	9.9	35.0	1.1	759.3	664.8	11.9	1,437.0	1,472.0	31.8	1,503.8
2020/2019	85.1%	80.7%	83.8%	66.4%	93.3%	100.0%	83.1%	96.2%	95.8%	94.1%	95.8%

（注：「その他集成材」は間柱等）

合法伐採木材に係る日集協の取組について

平成 18 年 4 月

- ・ グリーン購入法に基づく違法伐採対策に関する自主的行動規範 制定
- ・ グリーン購入法における合法性等の証明に係る事業者認定実施要領制定

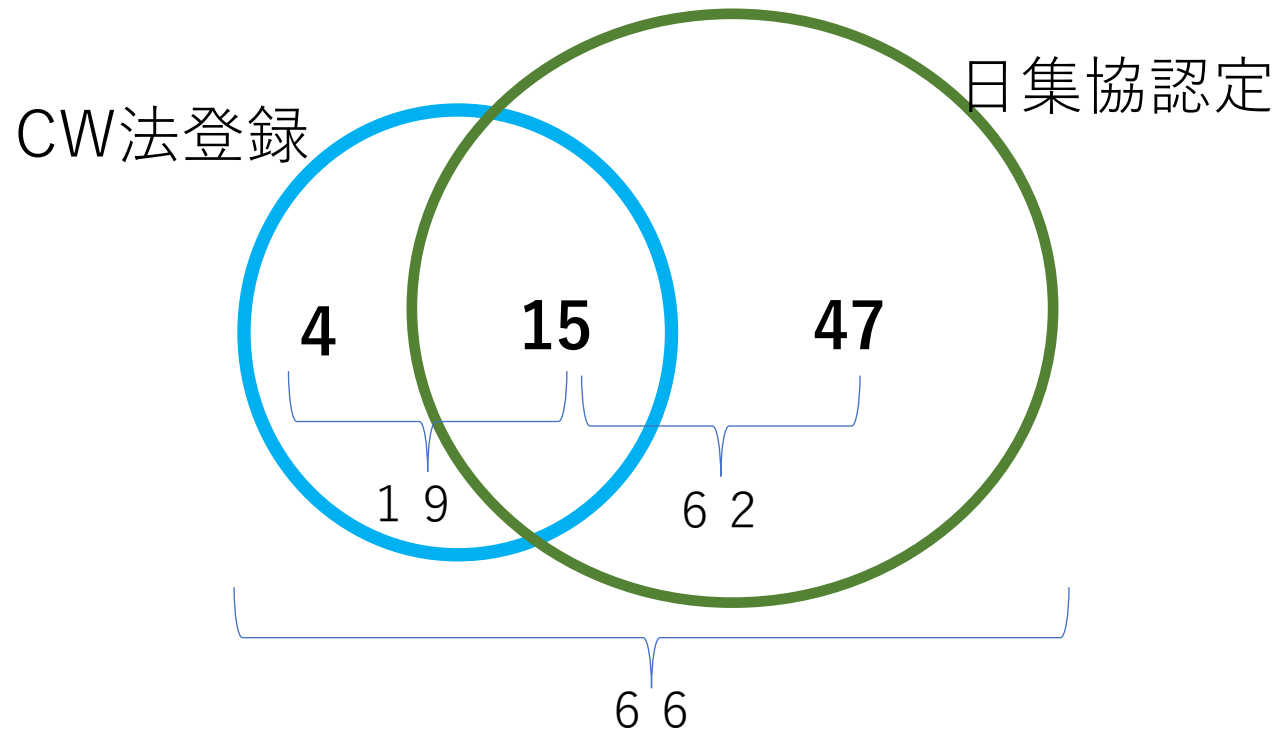
平成30年2月

- ・ 帳票等の保管期間を3年間から5年間に延長

現在に至るまで、今年度を含め、3年毎に事業者認定を更新

組合員の内訳

全71社



5 (= CW法登録、日集協認定のいずれにも該当せず)

各種認証制度に関する日集協団体認定事業者の声

＜CW法の登録木材関連事業者からの意見＞

1. 森林認証はFM認証材のまとまった調達が困難なために十分活用できなかった。それに比べてCW法制度は利用しやすく、木材の合法性を証明する上で有効であった。特にデメリットはない。
2. クリーンウッド法に関する問い合わせが少なく、メリットとして挙げるべきことも特にない。なお、デメリットとしては、帳票類に記載が必要ということが挙げられる。
3. 各県や各団体で合法木材の認定制度が実施されている。公共工事の場合、その地域での合法木材認定取得を要求される場合があり、弊社でも複数取得している状況にある。具体的には、その地方の県産材や認証材をラミナとして使用し、集成材に製造して出荷する場合に取得を要求されるケースがある。弊社では、自県のほか、3県でそうした認証を取得している。クリーンウッド法が施行されているのだから、このクリーンウッド法に統一されるべきではないかと考える。なお、弊社もこのクリーンウッド法登録事業者となっているが、あまりメリットがない状況が続いている。
4. メリットとしては、得意先のプレカット工場やハウスメーカーから取得状況の確認を問合せされた際、取得しているとはっきり伝えられ、合法的な材料として安心して使用していただいていることが挙げられる。デメリットとしては、強いて言えば、従来の各都道府県の関連団体が認定している合法木材供給制度との違いがなく、国内での流通においては、クリーンウッド法の木材関連事業者認定の必要性があまり感じられないことである。

< CW法の非登録木材関連事業者からの意見 >

5. 団体認定制度は、調達木材の合法性証明（DDS）の手段として有用だった。また、SDGsやCSR調達への組合せに有用であった。特にデメリットはない。

6. 団体認定制度のメリットとしては、①国内材流通の妨げになる、違法伐採された安価な輸入材の国内への流入に歯止めを掛けている、②無登録業者との差別化、③地域社会や消費者に対する信頼度が向上する（安心な材料）が挙げられる。特にデメリットはない。

7. 合法木材の証明については、年に1～2回要求がある程度。比較的求められることが多いのは、県木材認証製品の証明である。

合法伐採木材認証制度の課題等

- ① CW法登録制度も団体認証制度も、然るべく合法性の証明に役立っている。
- ② しかし、そもそも合法性を問われることが多いとは言えない。
- ③ むしろ、合法性よりも産地の証明を求められることが多い。
- ④ 県の制度、団体の制度があり、そこに新たに国の制度も出来たが、国の制度に登録した意義（付加価値）が見いだせない。

団体認定制度の運用について（頭の整理）

グリーン購入法 主伐材利用の前提となる合法性（更に持続可能性）にも言及しているが、廃棄物等優先利用の原則を堅持「政府調達」に対応した団体認定制度として運用してきた。



クリーンウッド法 主伐材等積極利用の原則!!

「民間を含めた木材取引全般」に対応した団体認定制度との認識（自覚）を持つての運用が必要。

以上